たつの市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要について

１　背景

令和８年７月１７日に公布された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」により、行政機関等の職員等が保有個人情報を不正に提供等したときに係る罰則について、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときのみならず、本人その他の者に損害を加える目的で提供したときも罰則の対象とされ、その罰則の法定刑が引き上げられることになりました。

これを受け、改正法における罰則規定の改正に対応するため、たつの市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定します。

２　条例制定にあたっての基本的な考え方

本条例（案）の罰則規定について、改正個人情報保護法の取扱いと差異が生じないよう、対応したものとしています。

○　職員等が正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときに係る罰則の法定刑が、「２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金」から「３年以下の拘禁刑又は１５０万円以下の罰金」に引き上げられたが、地方自治法第１４条第３項の規定により、条例で定めることができる罰則は「２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金」までの規定しか設けることができないため、対応する条例の改正は行わない。

○　職員等が保有個人情報を不正に提供等したときに係る罰則について、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときのみならず、本人その他の者に損害を加える目的で提供したときも罰則の対象とされ、かつ罰則の法定刑が「１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金」から「２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金」に引き上げられたもの。

３　改正条例（案）の主な内容

第６章　罰則（第５４条）

改正個人情報保護法の規定に準じて、議会事務局職員等に対する罰則を規程しており、職員等が自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときのみならず、本人その他の者に損害を加える目的で提供したときも罰則の対象とし、かつ、その内容を２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に引き上げるものです。

４　条例制定のスケジュール

■令和８年１１月１２日（木）から令和８年１２月２日（水）（３週間）

・パブリックコメントの実施

■令和９年２月上旬から２月下旬

・パブリックコメントの意見集約、罰則規定に係る検察庁協議の内容を踏まえ、条例（案）の作成

・令和９年第１回たつの市議会定例会に議案提出

■令和９年４月１日

・たつの市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例施行（公布から施行の日までは、周知期間とします。）